

八幡市老人医療費支給条例（平成26年3月28日条例第3号）

最終改正:令和4年12月23日条例第34号

改正内容:令和4年12月23日条例第34号 [令和4年12月23日]

〇八幡市老人医療費支給条例

平成26年3月28日条例第3号

改正

平成27年3月27日条例第18号

令和4年12月23日条例第34号

八幡市老人医療費支給条例

（趣旨）

第1条 この条例は、老人の健康の保持及び増進を図ることを目的として、その者に対し医療費（以下「老人医療費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局をいう。

（受給資格）

第3条 老人医療費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）本市に住所を有する65歳以上70歳未満の者
- （2）規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）である者
- （3）本人又はその配偶者若しくは主たる扶養義務者に所得税を課せられた者がいない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、老人医療費を支給しないものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者
- （2）八幡市福祉医療費支給条例（平成26年八幡市条例第5号）の規定による福祉医療費の支給を受けている者

（老人医療費の額）

第4条 老人医療費の額は、医療保険各法による医療に関する給付（以下「医療給付」という。）が行われた場合において、被保険者等が負担すべき額（付加給付（医療保険各法の規定により医療の給付を行う者の規約等に基づき保険給付に準じて給付されるものをいう。）その他の医療に関する法令等の規定による給付の額を除く。）から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

- （1）次号及び第3号に掲げる者以外の者 市長が別に定める医療に要する費用の額に100分の20を乗じて得た額
- （2）対象者について高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の適用があるとした場合における同項第3号に該当する者 市長が別に定める医療に要する費用の額に100分の30を乗じて得た額
- （3）対象者について高齢者の医療の確保に関する法律第84条の規定の適用があるとした場合において、前2号に掲げる額が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条に規定する高額療養費算定基準額を超えている者 当該高額療養費算定基準額

2 前項の被保険者等が負担すべき額が高齢者の医療の確保に関する法律第85条の規定に該当する場合の老人医療費の額は、規則で定める。

（受給資格の認定申請）

第5条 受給資格の認定を受けようとする者又はその同居の親族（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

（認定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査のうえ、受給資格の有無を認定し、申請者に通知する。

（変更の届出）

第7条 前条の規定による認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（受給者証の交付）

第8条 市長は、第6条の規定による認定の通知を行ったときは、受給資格者に対し、受給者証を交付する。

（資格喪失届）

第9条 受給資格者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、別に定める受給資格喪失届（以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の返還）

第10条 受給資格者は、前条の規定により喪失届を提出したときは、受給者証を返還しなければならない。

（支給の方法）

第11条 市長は、京都府の区域内にある保険医療機関等で受給資格者が加入医療保険被保険者証等とともに受給者証を提示し、医療給付を受けた場合には、老人医療費として当該医療給付を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療給付に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、医療給付を受けた者に対し、老人医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定める方法で老人医療費を支給する。

- （1）京都府の区域外の保険医療機関等で医療給付を受けた場合

(2) 京都府の区域内の保険医療機関等で医療給付を受けた際に受給者証の提示を行わなかった場合
(支給の制限)

第12条 市長は、老人医療費の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該老人医療費を支給しない。ただし、特に必要と認めたときは、この限りでない。

(資格認定の取消し)

第13条 市長は、受給資格者が偽りその他不正の手段により第6条の規定による受給資格の認定を受けたときは、当該認定を取り消す。

(老人医療費の返還)

第14条 偽りその他不正の手段により老人医療費の支給を受けた者であつて、前条の規定による認定の取消しを受けたものは、支給された当該老人医療費を返還しなければならない。

2 受給資格者は、第3条に規定する受給資格を喪失した後に老人医療費の支給を受けたときは、当該老人医療費を返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 老人医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給資格者が前項の規定に違反したときは、第6条の規定による受給資格の認定を取り消すことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、老人医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が適用される者で市長が認めるものにあつては、同条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、市長は職権により受給資格の有無を認定することができる。

(八幡市医療費支給条例の廃止)

3 八幡市医療費支給条例(昭和47年八幡市条例第27号)は、廃止する。

(八幡市医療費貸付条例の一部改正)

4 八幡市医療費貸付条例(昭和58年八幡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月27日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

(老人医療費の額に関する経過措置)

2 この条例による改正後の八幡市老人医療費支給条例第4条の規定は、平成27年4月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(受給資格に関する経過措置)

3 昭和25年8月1日以前に生まれた者については、この条例による改正後の八幡市老人医療費支給条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月23日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八幡市老人医療費支給条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。
